

**感染拡大市町村では、以下の要請内容について
引き続き、ご協力をお願いします。**

< 要請内容 >

- **不要不急の外出自粛**（他の地域との往来は最低限に、特に夜8時以降は徹底）
- **営業時間短縮の要請**
対象業種…**全ての飲食店**（食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗）
要請内容…**午後8時から午前5時までの間の営業自粛**（酒類の提供は午後7時まで）
- **会食を開催する場合**、同居家族以外では**いつも近くにいる4人まで**
- **出勤者数の削減**（テレワークの積極的活用・時差出勤の活用）
- **催物（イベント等）開催制限**（上限5,000人かつ収容率50%以下とすること）

営業時間短縮要請に係る協力金

茨城版コロナNext^{Ver.3}

以下の市町村に所在する対象事業者は、営業時間の短縮に御協力をお願いします。

要請対象市町村及び要請の期間

龍ヶ崎市、常総市、北茨城市（今回追加、約700事業所）	令和3年 5月27日 ～ 6月9日 （14日間）
常陸太田市、大洗町、八千代町、利根町 （今回延長、約300事業所）	令和3年 5月27日 ～ 6月2日 （7日間）
土浦市、下妻市、笠間市、牛久市、筑西市、 かすみがうら市、鉾田市、小美玉市、東海村、阿見町 （前回追加、約2,900事業所）	令和3年 5月20日 ～ 6月2日 （14日間）

要請の対象業種	全ての飲食店 （食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者） ※テイクアウト・デリバリー・コンビニ等のイートインは要請の対象外であり、午後8時以降も営業可
要請する内容	午後8時以降 午前5時までの間の 営業自粛 （酒類の提供は午後7時まで）
協力金の支給 （要請期間全てに 協力頂いた店舗が 対象）	○ 中小企業 1店舗1日あたりの支給額 ※ 大企業も対象 （算定式は別途） 売上高3,000万円以下／年： 2.5万円 売上高3,000～1億円／年： 2.5～7.5万円 （売上高に応じて算定） 売上高1億円以上／年： 7.5万円 ※今回、要請する対象は7市町で合計約1,000事業所
問い合わせ先	茨城県 営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-5393

今回の追加・延長分は5月27日（木）に協力金の申請受付を開始します。

*追加のうち再度要請する市町・延長する市町は、6月9日までの協力金を**まとめて申請**いただけます。